

公告第 100 号

制限付一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、小千谷市財務規則（平成12年規則第20号）第135条の規定により公告する。

令和4年7月27日

小千谷市長 大塚 昇 一

1 工事内容

- (1) 工事番号 建字第22号
- (2) 工事名 図書館等複合施設新築（電気設備）工事
- (3) 工事場所 小千谷市 本町1丁目 地内
- (4) 工期 令和6年3月29日完工
- (5) 工種 電気工事
- (6) 工事概要 図書館等複合施設新築（電気設備）工事 一式

2 入札参加資格要件

次の要件のすべてを満たす特定共同企業体であること。

- (1) 第1グループの構成員と第2グループの構成員による2者で自主的に結成されること。
- (2) 代表構成員は、第1グループの構成員であること。
- (3) 代表構成員の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きいこと。
- (4) 代表構成員以外の構成員の出資比率は、30%以上とすること。
- (5) 特定共同企業体の構成員は、当該工事において他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。
- (6) 構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
 - イ 小千谷市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年告示第21号）に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受け、令和4・5年度の小千谷市入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 入札参加資格確認申請書の提出日から本件工事の入札日までの間に、次の措置を受けていない者であること。
 - (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく「営業停止」措置
 - (イ) 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく「指名停止」措置

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

オ 次に掲げる構成員が、それぞれに定める要件のすべてを満たすこと。

（ア） 第1グループの構成員

公告日現在、令和4・5年度小千谷市建設工事入札参加資格において、電気工事の総合評点が900点以上で、建設業法第3条の規定により、電気工事において特定建設業の許可を受け、かつ、同法に基づく許可を受けた主たる営業所を新潟県内に有するもの。

（イ） 第2グループの構成員

公告日現在、令和4・5年度小千谷市建設工事入札参加資格において、電気工事の総合評点が750点以上で、A級の格付を受け、かつ、建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所を小千谷市内に有するもの。（經常共同企業体を含む。）

カ 本件工事の施工にあたり、第1グループの構成員は次の条件を満たす現場代理人及び専任の主任技術者又は監理技術者を配置することができるものであること。この場合において、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼務することを妨げない。

（ア） 現場代理人及び主任技術者は、1級電気工事施工管理技士の資格を有し、5年以上の実務経験（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）を有すること。

（イ） 監理技術者は、建設業法第27条の18の規定による電気工事の監理技術者資格者証の交付を受け、5年以上の実務経験（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）を有すること。

3 申請書等の配布

小千谷市ホームページ「入札契約情報」内において受領すること。

4 入札参加資格の提出

本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （1） 提出期限 令和4年8月10日（水） 午後5時まで
- （2） 提出方法 持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- （3） 提出場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
- （4） 提出書類及び部数 申請書等 各1部

5 申請書等の取扱い

- （1） 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （2） 提出された申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しない。
- （3） 提出された申請書等は、返却しない。

6 入札参加資格の通知

入札参加資格の有無は、令和4年8月17日（水）までに通知する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、令和4年8月26日（金）午後5時までに書面により請求しなければならない。
- (3) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和4年8月30日（火）に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先等は次のとおりとする。
 - ア 提出場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
 - イ 提出部数 1部

8 設計図書等

- (1) 配布場所 小千谷市ホームページ「入札契約情報」内において受領すること。
- (2) 設計図書等の内容に関する質問は、次のとおり質問内容を記載した書面の持参により受付する。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）
 - ア 受付期間 令和4年8月17日（水）から令和4年9月5日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
 - イ 受付場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
- (3) (2)の質問に対する回答書は、入札参加資格を有するもの全員に通知する。

9 入札及び開札日時

- (1) 入札日時 令和4年9月15日（木） 午後1時30分から
- (2) 入札場所 小千谷市役所 4階 大会議室
- (3) 開札日時 入札終了後、入札場所においてただちに開札する。

10 入札方法

- (1) 提出方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。（郵送及び電送は不可）なお、代理人の場合は委任状を持参すること。
- (2) 入札金額 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。なお、入札書比較予定価格を事前に公表するので、入札書にはその価格を下回る金額を記載すること。
- (3) 落札者 落札者の決定に当たっては、自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定するので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち

最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 無効入札 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出すること。
(2) 工事費内訳明細書の様式は任意とするが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
(3) 提出された工事費内訳明細書は返却しない。

12 入札保証金

免除する。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上納付するものとする。

14 入札書比較予定価格

545,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

15 最低制限価格

設ける（最低制限価格未満の入札者は、失格とする）

16 契約の締結

契約の締結については、小千谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する小千谷市議会の議決を要するため、入札による落札者とは、小千谷市議会の同意の議決があったときは、本契約となる旨を記載した仮契約を締結する。

17 支払条件

- (1) 本件工事は2か年の継続工事であり、各年度の支払い割合は別に定める。
(2) 前金払 する
(3) 部分払 する（各年度、前金払とあわせて4回以内）

18 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、小千谷市財務規則（平成12年規則第20号）及び関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
(2) 不明な点については、小千谷市企画政策課財政係（電話 0258-83-3507）に照会すること。